

令和4年12月23日

## 改善基準告示改正に係る周知リーフレットの送付について

～改善基準告示が改正されます！～

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）等において、その改善を図ってきたところですが、本日付けで改善基準告示が改正されました。この度、その内容を運送事業者、自動車運転者、発注者等（発荷主、着荷主、元請事業者、貸切バス利用者等の発注者、貨物自動車利用運送事業者等）に幅広く周知するため、周知用のリーフレットを作成しました。

別添のとおり、リーフレットを送付しますので、会員等に周知いただくようお願いいたします。

### 【内容物】

- ・リーフレット  
（タクシー・ハイヤー運転者の改善基準告示が改正されます！ A4両面）
- ・リーフレット  
（バス運転者の改善基準告示が改正されます！ A4両面）
- ・リーフレット  
（トラック運転者の改善基準告示が改正されます！ A4両面）
- ・リーフレット  
（STOP！長時間の荷待ち A3二つ折り）
- ・リーフレット  
（トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター A4両面）

以上

問合せ先

厚生労働省労働基準局監督課過重労働特別対策室

多賀谷、前田（内線5134）

TEL 03-5253-1111